

弥彦村公告第 41 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、同法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を知ることができないため、同条第 10 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

弥彦村長 本 間 芳 之

1. 当該特定空家等の所在地等

所在地 新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦字下ノ原  
2758-1、2759-2、2773-7、2777、2778、2779-1、2779-2（地番）  
構造・種類 木造納屋  
建築面積 約 1,436 平方メートル

2. 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物の除却

3. 2 の措置が必要となる理由

倒壊して廃材が散乱し周囲に飛び、前面道路の通行人や周辺住宅に危険を及ぼすとともに、不審者による放火の可能性があることから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

4. 措置の期限

令和 6 年 5 月 31 日

5. 動産の取り扱い

当該特定空家等の内部及びその敷地に存する動産等については、4 の期限までに搬出し、適切に処分等すること

6. 弥彦村長による措置

4 の期限までに措置が行われない場合は、弥彦村長又はその命じた者若しくは委任した者が、建物の除却及び動産等の処分を行う。

7. 問い合わせ先

弥彦村産業部防災村づくり課

電話 0256-94-1022 FAX 0256-94-1024